

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第九号)

一、提案理由(平成一八年二月二四日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 ただいま議題となりました平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近の特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、経理対象事業の見直しとして、治山事業のうち都道府県または都道府県知事が施行するものに係る国の補助金または負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除くこととしております。

第二に、国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止することとしております。

第三に、勘定統合に伴い、国有林野事業勘定に係る資本、会計基準、資産及び負債等に関する規定について、勘定統合後の新たな会計に係る規定に改める等の経理に係る規定の整備を行うこととしております。

……………(略)……………

以上、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一八年三月二日)

小野晋也君 ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための所要の措置を講ずるものであります。

……………(略)……………

各案は、去る二月十六日当委員会に付託され、二十四日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、二十七日質疑を終局いたしました。

……………(略)……………

次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、各案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、各案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一八年三月二七日）

池口修次君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案は、特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、国債の安定消化の方策、金利変動準備金取崩しの根拠、所得再分配機能の回復に向けて税制の抜本改革を行う必要性、定率減税の廃止の影響、役員給与の損金算入制限措置の導入理由、国有林野累積債務の返済に向けた取組等、各般にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

……………（略）……………

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大久保勉委員より、三法律案に反対、修正案に賛成、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、三法律案に反対、修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、修正案は否決され、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。